

最高裁秘書第3675号

令和元年7月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月24日付け（同月27日受付、最高裁秘書第2882号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年4月15日付け新家裁総第451号「裁判事務の分配等の定めについて（平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告）」（片面で13枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(高等裁判所経由)

新家裁総第451号

(組ろ-02)

平成31年4月15日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

新潟家庭裁判所長 原 道子

裁判事務の分配等の定めについて

(平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告)

4月15日現在の標記の定めを別添のとおり送付します。

添付書類

「平成31年度新潟家庭裁判所、同支部及び同出張所の裁判事務の分配、裁判官の配置、開廷の日割及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序並びに司法行政事務を総括する者の代理順序」に関する定め

「平成31年度新潟家庭裁判所、同支部及び同出張所
の裁判事務の分配、裁判官の配置、開廷の日割及び裁
判官に差し支えがあるときの代理順序並びに司法行政
事務を総括する者の代理順序」に関する定め

新潟家庭裁判所
(平成31年1月1日施行)
(平成31年2月28日変更)
(平成31年4月1日変更)

第1 裁判事務の分配、裁判官の配置、開廷の日割及び代理順序

(注1)該当欄に開廷日割の記載のないものは、隨時開廷する。

(注2)代理裁判官欄記載の数字は、代理順序とする。

1 新潟家庭裁判所本庁

(1) 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

裁判事務の分配及び開廷の日割		裁判官の配置			
事件名	日割	合議	裁判長	判事	原道子
家事合議事件	10 / 10	家事合議	裁判長	判事	原道子
民事(人事訴訟等)合議事件 [水曜日]		民事合議		判事	今井和桂子
少年合議事件 [水曜日]	10 / 10	少年合議	裁判長	判事	原道子
				判事	今井和桂子
				判事補(特)	植木麻里
家事審判(別表第1)事件		家事		判事	原道子
(1) 成年後見、保佐及び補助事件 (審判前の保全処分事件を含む。)	5 / 10				
(2) 不在者の財産の管理事件	5 / 10				
(3) 失踪の宣告事件	10 / 10				
(4) 親子事件のうちの ア 子の氏の変更についての許可事件	10 / 10				
イ 死後離縁をするについての許可事件	10 / 10				
(5) 親権事件のうちの子に関する特別代理人の選任事件	10 / 10				
(6) 未成年後見事件 (審判前の保全処分事件を含む。)	5 / 10				
(7) 扶養事件	10 / 10				
(8) 相続の承認及び放棄事件	10 / 10				
(9) 相続人の不存在事件	5 / 10				
(10) 遺言事件のうちの遺言書の検認事件	10 / 10				
(11) 任意後見契約法事件 (審判前の保全処分事件を含む。)	5 / 10				
(12) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律事件	10 / 10				
家事調停事件 [火、金曜日]					
(1) 遺留分減殺請求調停事件を除く一般調停事件	5 / 10				

(ただし、一般調停事件申立て後、申立人あるいは相手方から別表第2事件が申し立てられたときは、同申立ての時点で、別表第2事件を担当する裁判官に配付替えするものとする。)		
(2) 合意に相当する審判事件	10 / 10	
家事共助事件	10 / 10	
家事雑事件 (審判前の保全処分、今井判事に分配の間接強制及び児童虐待防止法による臨検等の許可状の請求事件を除く。)	10 / 10	
家事審判(別表第1)事件		判事 今井 和桂子
(1) 成年後見、保佐及び補助事件 (審判前の保全処分事件を含む。)	5 / 20	
(2) 未成年後見事件 (審判前の保全処分事件を含む。)	5 / 20	
(3) 任意後見契約法事件 (審判前の保全処分事件を含む。)	5 / 20	
(4) 上記事件並びに原判事及び植木判事補に分配の家事審判(別表第1)事件を除く家事審判(別表第1)事件	10 / 10	
家事審判(別表第2)事件	10 / 10	
家事調停事件		
(1) 遺留分減殺請求調停事件を除く一般調停事件	5 / 10	
(2) 遺留分減殺請求調停事件及び別表第2事件	10 / 10	
家事雑事件 (審判前の保全処分、間接強制(本案事件を担当した事件に限る。)及び児童虐待防止法による臨検等の許可状の請求事件)	10 / 10	
家事審判(別表第1)事件		判事補 (特) 植木 麻里
(1) 成年後見、保佐及び補助事件 (審判前の保全処分事件を含む。)	5 / 20	
(2) 不在者の財産の管理事件	5 / 10	
(3) 未成年後見事件 (審判前の保全処分事件を含む。)	5 / 20	
(4) 相続人の不存在事件	5 / 10	
(5) 任意後見契約法事件	5 / 20	

(審判前の保全処分事件を含む。)			
民事(人事訴訟等)事件 [水、金曜日]	10 / 10	民 事	判事補(特) 植木麻里
民事保全事件	10 / 10		判事補(特) 植木麻里
民事雑事件	10 / 10		
少年保護事件(身柄事件を除く。) [月、水、木曜日]	10 / 10	少 年	判事 原道子
少年保護事件(身柄事件に限る。)	10 / 10		判事補(特) 植木麻里
準少年保護事件	10 / 10		
少年共助事件	10 / 10		
少年雑事件	10 / 10		

再審事件・差戻事件は元事件を担当した係の裁判官が担当する。

(注3)身柄事件とは、受理時身体拘束中の事件及び任意同行に伴い事件が受理され、即日観護の措置が執られた事件をいう。

(2) 裁判事務の代理順序

差し支え裁判官	代理裁判官
原道子	家事合議事件、民事合議事件 地裁第1民事部、第2民事部所属の裁判官(記載の順に順次填補) 少年合議事件 地裁刑事部、第1民事部、第2民事部所属の裁判官(部の順、かつ、記載の順に順次填補) 家事調停事件(合意に相当する審判を含む。) 家事審判事件、家事共助事件、家事雑事件 1 判事補(特) 植木麻里 2 判事 今井和桂子 少年保護事件 1 判事補(特) 植木麻里 2 判事 今井和桂子
今井和桂子	家事合議事件、民事合議事件 地裁第1民事部、第2民事部所属の裁判官(記載の順に順次填補) 少年合議事件 地裁刑事部、第1民事部、第2民事部所属の裁判官(部の順、かつ、記載の順に順次填補)

	家事調停事件、家事審判事件、家事雑事件 1 判事補（特） 植木麻里 2 判事 原道子
植木麻里	家事合議事件、民事合議事件 地裁第1民事部、第2民事部所属の裁判官（記載の順に順次填補） 少年合議事件 地裁刑事部、第1民事部、第2民事部所属の裁判官（部の順、かつ、記載の順に順次填補） 民事（人事訴訟等）事件、家事審判事件 1 判事 今井和桂子 2 判事 原道子 少年保護事件、準少年保護事件、少年共助事件、少年雑事件 1 判事 今井和桂子 2 判事 原道子

（注4）家事合議事件、民事合議事件及び少年合議事件の代理裁判官については、新潟家庭裁判所の併任発令のある裁判官に限る。

2 新潟家庭裁判所三条支部

裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

裁判事務の分配及び開廷の日割		裁判官の配置	
家事審判事件 [隨時]	10 / 10	家事	判事 谷池政洋
家事調停事件			
家事共助事件			
家事雑事件 [月、水、木曜日]			
民事（人訴等）事件 [火、金曜日]	10 / 10	民事	判事 谷池政洋
民事保全事件			
民事雑事件			

3 新潟家庭裁判所新発田支部

（1）裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

裁判事務の分配及び開廷の日割	裁判官の配置
----------------	--------

家事審判(別表第1)事件の内、成年後見、保佐及び補助事件、未成年後見事件並びに任意後見契約法事件を除く全事件 家事審判(別表第2)事件 家事調停事件 家事共助事件 家事雑事件 [月、木曜日]	10 / 10	家 事	判 事 熊 谷 聰
家事審判(別表第1)事件の内、成年後見、保佐及び補助事件、未成年後見事件並びに任意後見契約法事件 (審判前の保全処分事件を含む。)	1 / 2		判 事 熊 谷 聰
	1 / 2		判事補(特) 山 田 悠 貴
民事(人訴等)事件 [火、金曜日] 民事保全事件 民事雑事件	10 / 10	民 事	判 事 熊 谷 聰
少年保護事件 準少年保護事件 少年共助事件 少年雑事件 [火、水、金曜日]	10 / 10	少 年	判事補(特) 山 田 悠 貴

(2) 裁判事務の代理順序

差し支え裁判官	代理裁判官
熊 谷 聰	判事補(特) 山 田 悠 貴
山 田 悠 貴	判 事 熊 谷 聰

4 新潟家庭裁判所長岡支部

(1) 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

裁判事務の分配及び開廷の日割		裁 判 官 の 配 置		
合議事件 [金曜日]	10 / 10	合 議	裁判長 判 事 前 原 栄 智 判 事 金 田 健 児 判事補(特) 松 本 美 緒 判事補(特) 岩 田 康 平	
家事審判(別表第1)事件のうち (1) 成年後見、保佐及び補助事件 (審判前の保全処分事件を含む。) (2) 未成年後見事件 (審判前の保全処分事件を含む。)	3 / 4 3 / 4	家 事	判 事 前 原 栄 智	

(3) 任意後見契約法事件 (審判前の保全処分事件を含む。)	3 / 4		
(4) 上記事件並びに金田健児判事 に分配の家事審判事件(別表第 1)を除く家事審判事件 家事審判(別表第2)事件 家事調停事件 [火曜日・木曜日] 家事共助事件 家事雜事件(金田健児判事、松本美 緒判事補(特)及び岩田康平判事補 (特)に分配の事件を除く。)	10 / 10		
家事審判(別表第1)事件のうち、子 の氏の変更についての許可事件、 相続の承認及び放棄事件、遺言の 執行に関する事件、氏の変更につい ての許可事件、名の変更についての 許可事件	10 / 10		判事 金田 健 児
家事審判(別表第2)事件 家事調停事件 [月曜日午後・水曜日] 家事雜事件(本案事件を担当した事 件に限る。履行勧告については前任 者が本案事件を担当したものと含 む。)	2 / 5 2 / 5 10 / 10		
家事審判(別表第1)事件のうち (1) 成年後見、保佐及び補助事件 (審判前の保全処分事件を含む。) (2) 未成年後見事件 (審判前の保全処分事件を含む。) (3) 任意後見契約法事件 (審判前の保全処分事件を含む。) 家事雜事件(児童虐待防止 法による臨検等の許可状の 請求事件)	1 / 4 1 / 4 1 / 4 1 / 2		判事補 (特) 松本 美緒
家事審判(別表第2)事件 家事調停事件 [月曜日午前・木曜日] 家事雜事件(本案事件を担当した事 件に限る。履行勧告については前任 者が本案事件を担当したものと含 む。)	2 / 5 2 / 5 10 / 10		判事補 (特) 岩田 康 平

家事雑事件(児童虐待防止法による臨検等の許可状の請求事件)	1 / 2		
民事(人訴等)事件 [月、水曜日] 民事保全事件 民事雑事件	1 / 2	民 事	判 事 前原栄智
民事(人訴等)事件 [火、木曜日] 民事保全事件 民事雑事件	1 / 2		判 事 金田健児
少年保護事件 [月曜日の午後、火、水、木曜日] 準少年保護事件のうち元事件 を担当した事件 少年共助事件、少年雑事件	1 / 2	少 年	判事補(特) 松本美緒
少年保護事件 [月曜日の午後、火、水] 準少年保護事件のうち元事件 を担当した事件 少年共助事件、少年雑事件	1 / 2		判事補(特) 岩田康平
再審事件・差戻事件は元事件を担当した係の裁判官が担当する。			

(2) 裁判事務の代理順序

差し支え裁判官	代理裁判官	
前原栄智	1 判事 金田健児 2 判事補(特) 松本美緒 3 判事補(特) 岩田康平	
金田健児	1 判事補(特) 松本美緒 2 判事補(特) 岩田康平 3 判事 前原栄智	
松本美緒	1 判事補(特) 岩田康平 2 判事 前原栄智 3 判事 金田健児	
岩田康平	1 判事 前原栄智 2 判事 金田健児 3 判事補(特) 松本美緒	

(注5)新潟家庭裁判所高田支部への填補は判事補(特)岩田康平が行い、同裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、1松本、2金田、3前原とする。

5 新潟家庭裁判所高田支部

(1) 裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

裁判事務の分配及び開廷の日割		裁判官の配置		
合議事件 [第1, 第3水曜日]	10 / 10	合議	裁判長 判事 石田憲一 判事補(特) 福岡涼 判事補(特) 岩田康平 (長岡支部から填補)	
家事審判(別表第1)事件の内、不在者の財産の管理事件、親権事件(65, 66の項を除く。)、扶養事件(130の項と併せて申し立てられたものを除く。)、相続の承認及び放棄事件(90の項)、相続人の不存在事件、児童福祉法事件、生活保護法等事件及び破産法事件	10 / 10	家事	判事 石田憲一	
家事審判(別表第2)事件 家事調停事件 [火, 金曜日] 家事共助事件 家事雑事件				
家事審判(別表第1)事件の内、成年後見事件、保佐事件、補助事件、不在者の財産の管理事件、親権事件(65, 66の項を除く。)、未成年後見事件、扶養事件(130の項と併せて申し立てられたものを除く。)、相続の承認及び放棄事件(90の項)、相続人の不存在事件、任意後見契約法事件、児童福祉法事件、生活保護法等事件及び破産法事件を除く全事件	10 / 10		判事補(特) 福岡涼	
家事審判(別表第1)事件の内、成年後見事件(1の項及び1の項と併せて申し立てられたもの)、保佐事件(17の項及び17の項と併せて申し立てられたもの)、補助事件(36の項及び36の項と併せて申し立てられたもの)、未成年後見事件(70, 71の項及び70, 71の項と併せて申し立てられたもの)及び任意後見契約法事件(111の項及び111の項と併せて申し立てられたもの)(審判前の保全処分事件を含む。)	1 / 2 1 / 2		判事 石田憲一 判事補(特) 福岡涼	

家事審判(別表第1)事件の内、成年後見事件(1の項及び1の項と併せて申し立てられたものを除く。), 保佐事件(17の項及び17の項と併せて申し立てられたものを除く。), 補助事件(36の項及び36の項と併せて申し立てられたものを除く。), 未成年後見事件(70, 71の項及び70, 71の項と併せて申し立てられたものを除く。)及び任意後見契約法事件(111の項及び111の項と併せて申し立てられたものを除く。)	3 / 4	判事 石田憲一	
	1 / 4	判事補(特) 福岡涼	
民事(人訴等)事件 [火, 金曜日] 民事保全事件 民事雑事件	10 / 10	民 事	判事 石田憲一
少年保護事件 準少年保護事件 [水, 第2, 第4木曜日] 少年共助事件 少年雑事件	10 / 10	少 年	判事補(特) 福岡涼

(2) 裁判事務の代理順序

差し支え裁判官	代理裁判官
石田憲一	判事補(特) 福岡涼
福岡涼	判事 石田憲一

6 新潟家庭裁判所佐渡支部

裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

裁判事務の分配及び開廷の日割		裁判官の配置	
家事審判事件	10 / 10	家 事	判事 安部利幸
家事調停事件			
家事共助事件			
家事雑事件 [水, 金曜日]			
民事(人訴等)事件 [水, 金曜日] 民事保全事件 民事雑事件	10 / 10	民 事	判事 安部利幸
少年保護事件 (身柄事件のうち、観護措	10 / 10	少 年	判事 安部利幸

置を執った事件を除く。)			
準少年保護事件			
少年共助事件			
少年雑事件			
[金曜日]			
少年保護事件 (身柄事件のうち、観護措置を執った事件)	10 / 10		判事補(特)植木麻里 (本庁から填補)

7 新潟家庭裁判所十日町出張所
裁判事務の分配、裁判官の配置及び開廷の日割

裁判事務の分配及び開廷の日割	裁判官の配置		
家事審判事件	10 / 10	家事	判事 黒田真紀 (地裁本庁から填補)
家事調停事件			
家事共助事件			
家事雑事件			
[第2、第4火曜日]			

8 支部、出張所における差し支え裁判官のその他の代理順序

2から7までのうち、裁判事務の代理順序について記載がない支部、出張所における当該代理順序並びに上記に記載がある支部において代理裁判官と定められた者についてなお差し支えがあるときの代理順序をそれぞれ次のとおり定める。

なお、少年の観護の措置に対する異議事件、家事事件及び民事事件の除斥、忌避事件等で、上記代理順序の定めによっても事件処理に差し支えがある場合は、本庁に回付する。

ただし、支部(長岡を除く。)の少年事件について、緊急同行状に基づく観護措置手続の事務は本庁の裁判官が代理することとし、勤務時間外においては、別に定める令状当番裁判官が処理するものとする。

差し支え裁判官	代理裁判官
三条支部裁判官	本庁裁判官
新発田支部裁判官	本庁裁判官
高田支部裁判官	長岡支部裁判官
佐渡支部裁判官	本庁裁判官
十日町出張所裁判官	長岡支部裁判官

第2 司法行政事務を総括する者の代理順序

1 所長又は支部長に差し支えがあるときは、その庁の裁判官が席次により順次これを代理する。

ただし、その庁の全裁判官に差し支えがあるとき及び裁判官1人の支部においては、裁判事務について代理する者(未特例判事補を除く。)がこれを代理する。

2 裁判官の配置がない十日町出張所の司法行政事務は、地裁本庁から填補する裁判官が代理してこれ

を総括する。ただし、同裁判官に差し支えがあるときは、裁判事務について代理する者(未特例判事補を除く。)がこれを代理する。

第3 裁判事務、司法行政事務についての上記の代理裁判官に差し支えのあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。